

東北農政局地産地消等優良活動表彰事業実施要領

28 北経第 1021 号

平成 28 年 12 月 7 日

平成 29 年 11 月 8 日一部改正

平成 30 年 12 月 6 日一部改正

令和 2 年 6 月 9 日一部改正

第 1 趣旨

地産地消は、地域の生産者と消費者を結び付け、食料自給率の向上を図る上で重要であるほか、直売や加工などの取組を通じて、農林漁業の 6 次産業化による地域の活性化にもつながるものとして、一層の推進が求められている。

また、国産農林水産物の魅力を広く発信することを通じて、消費者の日本の食や農林漁業への理解を促し、国産農林水産物の消費拡大を推進していくことも重要である。

こうした中、東北農政局管内の創意工夫を凝らした地産地消の取組や国産農林水産物・食品の消費拡大を推進する優れた取組に対し、東北農政局長賞を授与することにより、地産地消等の更なる取組を促進するものとする。

第 2 実施主体

この事業は、関係機関等の協力を得て、東北農政局が実施する。

第 3 表彰の対象者

農林水産省が委託する事業実施主体（以下、「委託先」という。）が定める「地産地消等優良活動表彰実施要領」第 3 に規定する部門において、第 4 に規定する表彰の対象者のうち、東北農政局管内から応募した団体又は個人とする（ただし、委託先が実施する事業において表彰された者（以下「本省表彰受賞者」という。）は除く。）。

第 4 受賞者の決定

第 3 の表彰対象者から、別紙「地産地消等優良活動表彰事業に係る東北農政局長賞選定基準」に基づき東北農政局長賞の表彰を受ける者を決定する。

第 5 受賞者の公表

地産地消等の取組を普及するため、表彰を受けた者について東北農政局ホームページで公表する。

第 6 庶務

この事業に係る庶務は、経営・事業支援部地域食品・連携課において行う。

第 7 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項については東北農政局長が定める。

(別紙)

地産地消等優良活動表彰事業に係る東北農政局長賞選定基準

東北農政局長賞の対象者は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- 1 農林水産省が委託する事業実施主体（以下、「委託先」という。）が定める「地産地消等優良活動表彰実施要領」第7の1に規定する審査委員会（以下、「審査委員会」という。）の採点結果において、対象者の得点が満点の過半となっていること。
- 2 委託先が定める「地産地消等優良活動表彰実施要領」第3に規定する各部門において、審査委員会の採点結果による順位が、部門応募者の上位半分となっていること。